

令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事録

1 日時

令和6年7月5日(金)午後2時2分～2時26分

2 場所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者

公益代表委員	三島、橋口
労働者代表委員	白崎、鎌田
使用者代表委員	河野、野口
事務局	吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、高田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、令和6年度の運営小委員会を開催いたします。

はじめに、議事録の確認につきましては、白崎委員と河野委員にお願いします。

次に、当小委員会の委員につきましては、先程の本審の場におきまして、公労使各2名の委員にお願いすることとなりましたので、よろしくお願ひいたします。

まず、議題1の「運営小委員会の座長及び座長代理の選出について」ですが、従来から慣例により、公益委員にお願いしているところです。今年度につきましては、座長を三島委員に、座長代理を橋口委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、座長の三島委員、以後の進行をお願いいたします。

【三島座長】

三島です。改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

運営小委員会は、今年度の最低賃金審議会の運営について、公労使三者の代表によって話し合っていたという極めて重要な役割を担っております。

委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【賃金室長】

お配りした資料をご覧ください。

まず、1頁の資料1は運営小委員会の委員名簿になっております。

3頁ですが、令和5年度の宮崎地方最低賃金審議会における開催状況になっております。本審5回、地域別最賃の専門部会3回、特定最賃の検討小委員会を2回、自動車小売専門部会を2回開催しております。

5頁が令和6年度の審議会運営計画の案となっております。

地域別最賃につきましては、例年10月1日発効を目指しておりますが、中央最低賃金審議会の「目安」答申の時期ですとか、他県の決定状況、審議の都合等を前提としております。

10月1日発効のためには8月5日の答申が期限となっております。

現時点での全国の答申予定日について、宮崎と同じCランク13県のうち、秋田、長崎、熊本、大分、鹿児島が8月5日の予定をしております。その他のCランクでは、佐賀と沖縄が8月7日、青森と高知が8月9日の答申を予定して、岩手と山形はまだ未定となっております。

次の7頁は令和6年度の審議会開催の案でございます。第2回の本審は中央最低賃金審議会の「目安」答申を受けての開催となりますので、現時点の「目安」の答申が7月24日を予定しておりますが、長引いた場合に7月25日もあり得ると聞いております。

こうした状況などを踏まえまして、第2回の本審につきましては、7月29日(月)の9時30分からの開催予定で委員の皆様にもメールでご案内をしております。

第2回本審の議題としましては、改正決定に係る関係労使の意見、この運営小委員会の報告、目安伝達、地域別最賃専門部会委員の選出のほか、特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問及び検討小委員会の設置等を予定しております。

なお、本審の冒頭に中央最低賃金審議会会長からのメッセージ動画を視聴する予定としております。

第1回地域別最賃専門部会につきましては、7月29日の第2回本審終了後の開催を提案させていただいております。

それ以降の専門部会の開催についても予定を入れておりますが、昨年同様に、第1回専門部会終了後、改めて第2回以降の専門部会の開催日程を協議させていただければと考えております。

第3回本審で答申を受けましたら、その日のうちに「意見要旨の公示」を行いまして、異議申出の期間は15日間となっております。

異議申出があった場合は、最低賃金法第11条第3項に審議会に意見を求めなければならぬと規定されておりますので、第4回本審、いわゆる異議審を開催することになります。

この運営計画の案のとおり、8月9日の第3回本審で答申をいただきますと、15日を経過した日8月26日が異議申出締切日となりますので、その翌日の8月27日が第4回本審、いわゆる異議審を予定するということになっております。

第4回本審では、異議申出に対する審議のほかに、特定最賃の金額改正の必要性の答申をいただき、「必要性あり」となりましたら金額改正について諮問を行うことになっております。

ここまで申し上げた運営計画(案)につきましては、予定どおりに中央最低賃金審議会が目安答申を出した場合の日程となっております。

中央最低賃金審議会の目安の状況につきましては、わかり次第メール等でご連絡いたしますが、いずれにしても地域別最賃につきましては、8月上旬にかけて集中的な審議が予定されておりますので、委員の皆様には日程調整のご協力をお願いしたいと考えております。

特定最賃の「必要性の有無」を検討する「検討小委員会」の日程につきましては、このあとご審議いただきますが、運営計画(案)では、第1回検討小委員会を8月16日(金)、第2回検討小委員会を8月19日(月)としております。

さらなる審議が必要であれば、予備日として8月21日と23日を設けております。

これも仮の話ですが、検討小委員会で、「改正の必要性あり」となった場合には、各特定最賃専門部会を10月に2回程度開催する予定としております。

なお、年内に発効する場合には10月31日（木）までに答申する必要があるとございます。

9頁と10頁の資料につきましては、地域別最賃と特定最賃の答申日別の最短効力発生予定日の一覧表となっております。

11頁は、特定最賃の必要性審議の関係労使の意見聴取実施要領の案でございます。これまでの実施状況を踏まえて今年度のタイムスケジュールを記載しております。

12頁と13頁は事前に労使から提出していただきました推薦状況を踏まえて、4産業の労働者側から各1名、計4人が意見陳述をして、使用者側は昨年同様に使用者代表委員が4業種を総括して最後に意見表明するというような内容となっております。

また、8月15日（木）までに意見書をいただく予定としておりますが、意見書につきましては事前に各委員に目を通していただいた上で委員会に臨んだ方が望ましいのかなと考えておりますので、県最賃の審議やお盆等を挟んでおり、タイトなスケジュールとはなりますが、できる限り早期の提出にご協力いただければと考えております。

内容としましては昨年同様、議事の最初に意見陳述を行いまして、意見に対する質問だけ受け付ける場として、討論は行わないというふうにしたいと思っております。

意見書につきましては、労側は特に当該特定最賃自体の存在意義、一時的に地賃に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性等を主張していただければいいのかなと考えております。一方、使側としましては、その反対に必要性がないという根拠、廃止を具体的に主張していただけると審議の参考になると考えております。

15頁につきましては、最低賃金審議会令第6条5項の採用、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、という基本的な考え方となりますけれども、さきほどの本審で説明したとおりとなります。

あと、その他に委員の皆様の全体のスケジュール表ですとか、先ほど言った意見表明推薦者名簿、各側から出してもらったものを参考として付けております。

資料説明は以上となります。

【三島座長】

ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。

（意見なし）

特に無いようですので、議事に入りたいと思っております。

議題2は、「令和6年度の最低賃金審議会の運営について」ということですが、具体的には、先ほど事務局から説明のありました「令和6年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)」に基づき、(1)の地域別最低賃金の審議と(2)の特定最低賃金の審議について、それぞれご協議いただくこととなります。

まず、「地域別最低賃金の審議について」ですが、専門部会の開催回数や日程等は、ある程度本日決めておいて、第1回専門部会で再度協議するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

そのほか「地域別最低賃金の審議について」何かご意見はありますでしょうか。

(意見なし)

無いようですので、それでは、地域別最低賃金の審議日程を確認いたします。

7月29日(月)午前9時30分から第2回本審を、午前10時30分から第1回地域別最賃専門部会を開催するという事によろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、宮崎県最低賃金額の改定につきましては、例年、10月1日発効を目指して審議しておりましたが、近年10月上旬にずれ込んでおります。

今年度も中央最低賃金審議会の「目安」答申の時期や他県の決定状況など、不確定な部分もあり、10月1日発効を目指したいところですが、審議の都合もありますので10月上旬の早期発効を目指すこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力するという事としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは次に、(2)の「特定最低賃金の審議について」検討いただきたいと思っております。

この件につきましては、「改正の必要性について」の審議及び審議スケジュールをどうか、という2点について検討する必要があると思っております。

まず、「改正の必要性について」は、これまで検討小委員会を設置して審議していましたが、この点についてご意見をいただきたいと思っております。何かご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

それでは意見は無いということで、今年も昨年と同様、検討小委員会を設置して、そこで検討するという事といたします。

それでは、次の必要性の審議は、検討小委員会の場で行うことといたします。

なお、特定最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定するものであり、全会一致の議決に至るように努力することが必要とされております。

このため、関係労使当事者間の意思疎通を図ることが望ましいとされております。関係労使の委員の皆様にはこの点に十分に留意いただきますようお願いいたします。

次に、「審議のスケジュール」について、まず、検討小委員会の日程ですが、事務局から説明された日程(案)を踏まえて、ご意見をいただきたいと思っております。何か意見はありますでしょうか。

(意見なし)

特に意見は無いようですので、それでは、

第1回検討小委員会を8月16日(金)午後1時30分から、

第2回検討小委員会を8月19日(月)午後3時から

開催することといたします。

次に、議題の(3)「関係労使の意見聴取」についてですが、特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領を踏まえ、希望する関係労使は8月16日午後1時30分からの第1回検討小委員会で、希望により書面または口頭で行うこととなりますが、この点について何か意見はありますでしょうか。

(意見なし)

特に無いようですので、それでは、第1回検討小委員会を8月16日午後1時30分から、意見陳述者の希望により書面または口頭で意見をいただくということといたします。

次に、特定最賃の金額審議のスケジュールですが、金額審議は、検討小委員会で特定最賃の改定の必要性が「有り」と判断された場合にのみ行います。

したがって、この場では具体的な日程は検討いたしません。仮に、「必要性有り」となった場合は、年内発効を目指すことを前提に、事務局が早期に日程調整を行い、各委員は事務局の行う日程調整に協力をすることとよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、特定最賃の金額審議を実施するとした場合の審議の進め方について検討いたします。

特定最賃の第1回専門部会は、例年、特定最賃ごとに開催し、合同開催はしていませんが、このことについてご意見をいただきたいと思いますが、何かご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

では無いということですので、それでは、特定最賃の金額審議を行う場合、第1回専門部会は特定最賃ごとに開催することとよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、議題3「最低賃金審議会令第6条第5項の採用について」お諮りしたいと思います。

例年どおり、専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会が「全会一致」で結審した場合は本審答申と同一の効力を有すること、つまり本審は開かないということとしておりますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、このほかに本年度の審議会の運営につきまして、何かご意見はありますでしょうか。

【鎌田委員】

8月16日が意見聴取だと思いますが、労側4業種準備しますけれども、今回は事前にペーパーを早めに用意したいなと思っていますが、そのペーパーどおりに読み上げしなくても趣旨を当日は伝えるという形でもよろしいんですか。それともペーパーどおりにやはり読み上げた方がいいのか。ペーパーはペーパーでありますので、考え方とか補足説明をしたいという方も一部いるのかなと思いつつながら、この辺りは特段こだわらなくてもよろしいですかね。

【三島座長】

陳述者の判断でよろしいのではないのでしょうか。

【橋口委員】

ペーパーはペーパーで用意されて、早めということですから、それ以外のことの方が逆にいいかもしれません。

【鎌田委員】

はい、ありがとうございます。

【河野委員】

検討小委員会を2回やるようなスケジュールですけれども、この後に予備日を設けていますか。

【賃金室長】

(8月)21日と23日です。

【河野委員】

時間は決めていなくて、21日と23日ということですか。

【賃金室長】

2回目のときに時間を決めることになると思います。

(河野委員了承)

【三島座長】

それでは、ただ今、合意していただいた内容につきまして、事務局に報告文としてまとめてもらいます。しばらく休憩といたします。

(休憩後、報告文(案)の配付)

【三島座長】

ただ今、配付されました報告文(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

【室長補佐】

ただいま皆様に報告文の案をお配りさせていただいております。次回本審を7月29日に予定しておりますので、同日付けでの審議会会長あての報告となります。それでは少し時間を置きますので内容についてご確認ください。

〔報告文(案)黙読〕

【三島座長】

皆様ご確認いただけましたでしょうか。この報告文により、7月29日開催予定の本審に運営小委員会のまとめとして、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

以上で、本日の議題についての協議は終わりますが、本日の議事録につきましては、個人情報保護に支障を及ぼすおそれもないため、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第4項の規定により公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

「異議なし」ということで議事録は公開いたします。

冒頭事務局からの説明のとおり、議事録の確認は白崎委員と河野委員をお願いいたします。本日の運営小委員会は、これで終わります。どうもお疲れ様でした。

座 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
